

退職金規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人全国子ども会連合会（以下「この法人」という。）の就業規則第2章で定める手続きにより採用される職員の退職金（就業規則第36条第2項）について定める。但し、次のいずれかに該当する者には適用しない。

- ① 嘱託職員（定年後嘱託職員を含む）
- ② 契約職員（アルバイトを含む）
- ③ 臨時職員

(支給基準)

第2条 勤続期間が2年以上の職員が、次の各号に該当したときは、退職金を支給する。

- (1) 定年により退職したとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) この法人の都合により退職したとき
 - (4) 職員の都合により退職したとき
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の1つに該当した場合、退職金の一部を減額、又は全額を支給しない。なお、既に退職金が支給されている場合は、その全部又は一部の返還を請求することができる。
- (1) 懲戒解雇にされたとき
 - (2) 諭旨解雇にされたとき
 - (3) 退職後において、在籍中の行為に懲戒解雇ないしは諭旨解雇に相当する行為が発覚したとき
- 3 退職金は、退職日以降1ヶ月以内に、給与の支給方法に準じて支給するものとする。
- 4 第1項(2)の職員が死亡した場合の退職金は、労働基準法施行規則第42条から第45条の定めるところに従って支払う。

(退職金)

第3条 退職金は、退職時の基本給に、別表1又は別表2に定める勤続年数に応じた支給係数を乗じて得た金額とし、円未満は切り捨てる。なお、勤続年数に1年未満の月数がある場合の支給率は、別表による直近上位支給率との差に、その月数を案分比例させて加算する。

- 2 この法人の都合により退職した者、又は業務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する退職金は、基本給に別表1の区分に従い支給係数を乗じて得た金額とする。
- 3 在職中の業績が特に顕著として会長が認めた者に対しては、前条及び本条により算出された額の100分の30を限度として、退職金に加算することができる。

(勤続年数)

第4条 勤続年数の計算は、第1条の非適用者を除く職員として連続して勤務した年数とする。

2 勤続年数は、職員として採用された日の属する月から退職する日の属する月までの月数とする。

3 就業規則第30条（産前産後の休業）、第47条（育児休業等）、第48条（介護休業等）および第34条（休職）による休暇・休業等の期間は勤続年数の計算には算入しない。

(退職金共済契約)

第5条 この法人は、中小企業退職金共済事業団（以下「事業団」という）と退職金共済契約を結ぶこととする。

2 事業団から支給される退職金の額が上記で定められた額よりも少ないときは、その差額をこの法人が直接支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって定める。

附 則 この規程は、平成25年11月20日の理事会で決議し、平成26年4月1日から施行する。